

子発0331第17号
令和5年3月31日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市がより効果的に指導監督を図る観点から、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、「認可外保育施設指導監督の指針」をお示ししてきたところである。このたび、下記及び別添下線部のとおり当該指針の改正を行い、令和5年4月1日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1. 改正内容

(1) 事業停止命令期間等の取扱い

第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による保育士の欠格期間の見直しに伴い、児童福祉法（昭和22年勝率第164号）第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。以下「ベビーシッター」という。）の処分について、以下のとおり留意事項の見直しをしたこと。

- ・ 認可外保育施設指導監督の指針において、「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」については、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当し、この場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとしていることや、
- ・ 保育士の欠格期間については、禁錮以上の刑に処せられた者については無期限、罰金の刑に処せられた者については、その執行を終えた日等から起算して3年としていること

を踏まえ、「認可外保育施設指導監督の指針」の（留意事項 27）を改正し、ベビーシッターが「わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合」であって、

- ① 禁錮以上の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し施設閉鎖命令を行うこと
- ② 罰金の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこととし、当該命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年までの期間」と設定することが合理的であること